

マル福(医療福祉費支給制度)に関するお知らせ

マル福(医療福祉費支給制度)とは、小児・妊産婦・ひとり親家庭・重度心身障害者などの医療福祉受給対象の方が、医療保険で病院などにかかった場合の一部負担金相当額を公費で助成し、医療費の負担を軽減する制度です。医療機関などにかかる時には医療福祉費受給者証を提示してください。

☎国保年金課(☎826-1111 内線2316)

マル福(医療福祉費支給制度)の更新について

現在の医療福祉費受給者証(小児、妊産婦を除く)の有効期限は6月30日(土)です。受給要件に該当する方には、**6月21日(木)に新しい受給者証を発送予定です**。7月1日(日)以降に医療機関などにかかる場合は新しい受給者証を提示してください。なお、平成29年分の所得申告が済んでいない方は、新しい受給者証を交付できませんので、必ず申告してください。

登録内容に変更がある場合について

以下に該当する方は窓口へ届出が必要です

- 保険証の内容が変わった場合
- 市外へ転出、または死亡・死産(流産)した場合
- 住所、氏名、扶養義務者が変わった場合
- ひとり親家庭の方が婚姻した場合(事実婚含む)
- 障害などの内容が変わった場合
- 外国籍の方が在留期間の更新手続きをした場合

届出に必要なもの

医療福祉費受給者証、保険証の内容変更や障害などの内容が変わった場合は変更内容の確認できるもの、マイナンバーのわかるもの、申請者の本人確認書類、在留期間を更新した場合は在留カード

※詳しくはお問い合わせください。

マル福(医療福祉費支給制度)の受給資格

市在住の方で、各種医療保険に加入している方のうち、次のいずれかに該当する方が対象になります(生活保護を受けている方は対象外)。マル福を受給するには医療福祉費受給者証の交付申請が必要です。該当する方で、手続きをしていない方はお問い合わせください。

小児(所得制限なし)

- 誕生日から中学3年生まで

ひとり親家庭の母(父)子(所得制限あり)

- 子が18歳になる年度までの母(父)子
- 20歳になる年度までの障害児とその母(父)
- 20歳になる年度までの高校在学者とその母(父)
- 父母のいない児童(18歳以下)とその児童を養育している配偶者のない方
- 配偶者が重度心身障害者マル福を受給している方と、その養育されている児童(18歳以下)

重度心身障害者等(所得制限あり)

- 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方
- 身体障害者手帳の交付を受けていて、かつ障害名が心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスの免疫、肝臓の機能障害の3級の認定を受けている方
- 療育手帳の判定 A 以上(知能指数が35以下判定)の交付を受けている方
- 療育手帳の判定 B(知能指数が50以下判定)の交付を受けていて、かつ身体障害者手帳3級の交付を受けている方
- 特別児童扶養手当1級の支給対象の児童
- 障害年金1級の受給権者

妊産婦(所得制限なし)

- 母子手帳を交付された方(母子手帳交付月の1日から出産月の翌月末日まで)